

物品調達における府内中小企業に限定した随意契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府内中小企業の受注機会の増大を図り、府内中小企業の振興に資するため、物品の調達における府内中小企業に限定した随意契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品の調達 物品の製造の請負及び物品の買入れ
- (2) 府内中小企業 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、府内に本店又は営業所等を置く者

(対象物品)

第3条 この要領の対象とする物品は、官公需法第4条の規定による中小企業者に関する国等の契約の方針に掲げる織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品とする。

(随意契約の締結)

第4条 対象物品の調達を随意契約により行うときは、次の各号に掲げる場合を除き、府内中小企業に限定して契約を締結するよう努めるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である場合
 - (2) 契約が可能な府内中小企業がないか、又は極めて少数の場合など、競争性の確保が困難であると認められる場合
 - (3) 契約が可能な府内中小企業以外の者への発注に比べて経費が明らかに割高となるなど、経済性に欠けると認められる場合
 - (4) その他府内中小企業に限定して契約を締結することが適当でない認められる特別な理由がある場合
- 2 対象物品以外の物品の調達を随意契約により行うときは、前項各号に掲げる場合を除き、府内中小企業に限定して契約を締結することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行日)

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、平成27年6月1日から施行する。